

「緊急事態が発生した場合への平常時からの備え」を目的とした調査に係る原子力施設環境放射線調査結果報告書への記載について

令和2年2月6日付け「東通原子力発電所に係る環境放射線モニタリング実施計画の改訂について」では、「平常時モニタリングについて（原子災害対策指針補足参考資料）」に示されている「緊急事態が発生した場合への平常時からの備え」を目的とした調査（下表参照）については、これまで青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議評価委員会（以下、「評価委員会」という。）における審議事項として評価してきた調査とは区別し、その測定結果については緊急事態に活用するものであることから、平常時においては評価委員会への報告事項とすることとした。

表 「緊急事態が発生した場合への平常時からの備え」を目的とした調査項目及び頻度

項目		頻度
空間放射線量率	電離箱検出器	連続
	電子式線量計	連続
	走行サーベイ	年2回（通常期、積雪期）
環境試料（土壌、陸水）		5年に1回程度

今後、「緊急事態が発生した場合への平常時からの備え」を目的とした調査については、年度報のデータ集に掲載することで、評価委員会への報告とする。